

「業態転換セミナー」を開催 ～激変する経営環境への対応策を学ぶ～

飲食業や小売業などは、コロナ禍の出口が見えない危機的状況下から抜け出せていません。

このような中、様々な“知恵”と“工夫”で事業を営む皆様方に少しでも役立つヒントを学んでいただくため、7月21日に「業態転換セミナー」を開催します。経営環境への対応策を学ぶ機会として、ぜひ、ご参加ください。

日 時 7月21日(水) 午後2時30分～4時

場 所 舞鶴商工会議所

テ ー マ アフターコロナをどう生き抜くか
～厳しい時代にさらに成長するヒントは～

講 師 成岡 秀夫氏 (株)成岡マネジメントオフィス代表取締役 中小企業診断士)

定 員 先着30人 **参加費** 無料

締め切り 7月14日(水)

申込方法 申込書に必要事項を記入し、Fax (62-4933)か直接窓口でお申し込みください。舞鶴商工会議所のホームページからも可能。

○問い合わせ 舞鶴商工会議所 (Tel 62-4600)

ハローワーク舞鶴からのお知らせ

雇用調整助成金の特例措置 7月まで延長されます

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講じられてきた雇用調整助成金の特例措置は、当初は4月30日が期限とされてきましたが、一部内容を

変更し7月まで延長されます。なお、制度の一部は予定となっているところがありますのでご注意ください。

特例措置の内容

(5月末現在)

判定基礎期間の初日		～4月末	5月・6月・7月(予約)	
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円 ①	
	業況特例 【全国】	—	4/5 (10/10) 15,000円 ②	
	地域に係る 特例	—	緊急事態 宣言	4/5 (10/10) 15,000円 ②
			まん延 防止等 重点措置	4/5 (10/10) 15,000円 ②

【注意】

金額は1人1日当たりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

①は、令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無、および「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は、令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により、適用する助成率を判断しています。

※業況・地域に係る特例についての詳細はハローワーク舞鶴へお問い合わせください。

○問い合わせ 舞鶴公共職業安定所 (Tel 75-8609)